

## 仕 様 書

### 1 件名

平成 28 年度「東京手仕事」プロジェクト普及促進支援事業「ambiente2017」及び会期前 PR における現地代理店等業務委託について

### 2 目的

平成 28 年度「東京手仕事」プロジェクト普及促進支援事業の一環として「東京手仕事」ブランドの海外発信、支援商品の国際販路の開拓、普及促進を目的に海外展示会「ambiente2017」に出展する。出品事業者及び商品の PR、新規取引先開拓、販路拡大、認知度向上を推進し、海外における販路の確保と流通システムの構築を図り、販売促進することで、出品事業者の持続的な成長と自立につなげていく。

なお、商談の精度を向上させるため、バイヤーの流れを考慮して、「MAISON & OBJET 2017・1 月展（パリ）」会期中の PR を事前活動として実施し、「ambiente2017」への集客につなげる。

展示会の会期前 PR 及び会期中の現地代理店として商品の受発注窓口等業務を委託することにより、伝統工芸品の海外における流通を促進し、今後の欧州マーケットにおける販売体制を構築する。

なお、業務履行については、以下に記載の当事業公式ホームページを参照し、事業理念などを踏まえて実施にあたること。

伝統工芸品の商品開発・普及促進支援事業公式サイト  
<http://www.tokyo-craft.jp/>

### 3 展示会名・日時・場所

展示会名 ambiente2017（アンビエンテ 2017）

日時 2017 年 2 月 10 日（金）～14 日（火） 9:00～18:00（14 日は 17:00 まで）

場所 Messe Frankfurt

Ludwig-Erhard-Anlage 1

60327 Frankfurt am Main

※会期前の PR は、「MAISON&OBJET 2017 1 月展」の会期中（2017 年 1 月 20 日～24 日）の 3 日間以上実施する。また、会場はパリ市内とする。（日時・場所等の詳細は（公財）東京都中小企業振興公社（以下、公社という。）の担当者と協議すること。）

### 4 展示スペース

「ambiente 2017」 ホール 9.0 ブース A30 72 平米（12m×6m=72 m<sup>2</sup>）

### 5 委託内容

#### （1）会期前準備

ア 展示会開催前における事務局との事前打ち合わせを行うこと。

イ 全ての出品事業者と直接会い事業内容の把握を行うとともに、展示会展出商品の商品選定（バリエーションが豊富な場合）、予定数量を公社担当者に報告し、協議のうえ、決定すること。

ウ 事業者と取引形態（国際物流・受発注システム・在庫管理・営業方法・バイヤー商談卸

- 値確認等)の流れの確認を行うこと。
- エ 事業者が取引する際取引条件詳細(海外での卸価格、支払条件、輸送費の負担元、納期、最低発注ロット等)の確認を行うこと。
  - オ 上記イ、ウ及びエを踏まえ、商品情報シートの作成を行い、公社職員や通訳等関係者に共有すること。
  - カ スペックシート(販売用の商品仕様書)の作成を別途行い、公社職員や通訳等関係者に共有すること。
  - キ なお海外バイヤーとの取引経験がない事業者については、商談条件設定に際してアドバイスを行うこと。
  - ク 商品ディスプレイ小物(商品にかぶせるアクリルBOX、スカーフ台、演出小物、素材等)の手配を行うこと。
  - ケ 各商品ごとに適正なプライスカードを作成すること。
  - コ 事業者概要及び商品概要を写真とともに構成したPOPを作成すること。なお、POPの大きさ、形状及び構成等の詳細については公社担当職員に協議すること。
  - サ 来場者アンケートを作成すること。内容については、公社の判断を仰ぐこと。
  - シ 商談ツールとして必要な発注書の作成を行うこと。
  - ス 成田倉庫で荷受け時及び展示会場での開梱時に、商品の盗難、破損がないか全ての商品の検品を行うこと。
  - セ 事業者の展示商品受取時に預かり証を作成し、事業者に渡すこと。
  - ソ 現地代理店及び通訳用の入館証は、公社が用意するものとする。

## (2) 通訳手配

- ア 「ambiente 2017」会期中に、英語⇄日本語通訳4名(うち、1名はドイツ語での日常会話が可能となる者とする)を手配すること。
- イ 通訳(英語⇄日本語)は、経験5年以上とし、海外における国際見本市での商談通訳経験を有すること。
- ウ 通訳に対し、東京手仕事プロジェクトの内容や商品情報等、商談時に必要な情報について事前に説明を行い、商談が円滑に進むように準備すること。

## (3) 会期前 PR 活動の実施

- ア 展示会前(「MAISON&OBJET 2017 1月展」の会期中(2017年1月20日~24日)の3日間程度)に、パリ市内で商品展示及び販売を含めたPR活動を行い、支援商品に関心の高そうなバイヤーを招待(支援商品に関心の高そうなバイヤー100社以上へのDM送付を含む。)し、「ambiente 2017」の「東京手仕事」ブースへの誘導を行うこと。(DM送付の候補バイヤーリストは公社より提供を行う。実際にDM送付を行うバイヤーリストについては、受託者が公社に提出を行うこと。)
- イ パリ市内において商品の展示・販売ができるスペースを「MAISON&OBJET 2017 1月展」の会期中(2017年1月20日~24日)の3日間以上、確保すること。
- ウ PR活動での展示・販売商品については支援対象商品の中からヨーロッパ市場動向を踏まえて選定を行うこと。
- エ PR活動にかかわる展示什器備品の調達および施工を別途行うこと。
- オ PR活動の詳細は公社の担当者と協議すること。
- カ 現地代理店としてブースに3名駐在し、商品の説明、受注業務を行うこと。
- キ 当該PR活動の実施に伴う商品の仕入れは、受託者が事業者と直接行い、輸入にかかわる関税については、受託者が負担、税務処理を行うこと。また、販売商品の物流にかかる費用についても受託者が負担すること。

## (4) 会期中

- ア 現地代理店としてブースに3名駐在し、商品の説明、受注業務、商品管理及び商品展示

を行うこと。

- イ 会期中、本展での商談記録（バイヤー情報、業種、属性、商品デザインの印象及び価格適正性等）、受注情報、顧客情報等を含めた日報を作成し、公社職員に日ごとに提出すること。
- ウ 実演事業者の移動に伴うアテンドを行うこと。
- エ 来場者に対し、上記５（１）サで作成したアンケートを行うこと。
- オ 商談状況に応じて現地から事業者へ適宜連絡を取り、事業者の判断を仰ぐなど、連絡体制を整えること。

#### （５）会期後

- ア 展示会後に接触が可能なバイヤー、顧客などとコンタクトを取り、商談を成約に結び付けるための交渉を行うこと。なお交渉では、随時出品事業者と連絡を取りバイヤーとの交渉内容について確認・調整を行うこと。
- イ 展示会後の海外販路開拓として、支援商品に関心の高そうなバイヤー等を選定し、100社以上にコンタクトをとること。
- ウ 展示会終了後から平成 29 年 3 月末まで、欧州における代理店として、出品事業者の商品の受注業務を行う。なお、海外への輸出経験のない事業者に対しては、物流等のアドバイスをを行うこと。
- エ 商品梱包時に、商品の盗難、破損がないか全ての商品の検品を行うこと。
- オ 会場内の状況（商品ディスプレイ前、設置中、会期中及び閉会までの状況）を適宜撮影したものは、催事終了後、速やかに公社担当者に報告、データで提出すること。
- カ 上記ア、イ及びウについて、接触したバイヤー、顧客等のリスト及びその商談結果、来場者アンケートを分析し、まとめたものを平成 29 年 3 月末までに報告書として提出すること。

### 6 その他

- （１） 海外における国際見本市において商談業務を行った経験及び海外での販売代理店業務経験があること。
- （２） 東京に事務所を構え、欧州市場における販売代理店業務が可能であること。
- （３） 現地代理店等業務を行うにあたり、公社が先に出展した「MAISON&OBJET 2016 9 月展」で得られた引き合いやバイヤー情報等を最大限に活かした業務運営を行うこと。（バイヤーリスト等の情報については、公社より提供を行う。）
- （４） 出品事業者と直接売買契約を取り交わし、取引のための口座の開設に関する交渉を行うこと。
- （５） 出品事業者及び出品商品については別紙 1 を参照のこと。

### 7 履行場所

（公財）東京都中小企業振興公社が指定する場所

### 8 契約期間

契約確定日の翌日から平成 29 年 3 月 31 日（金）まで

### 9 所有権・著作権等の帰属

本件委託業務に関して受託者が作成したすべての成果物の所有権及び著作権は、公社に帰属する。受託者は著作者人格権を行使しないものとする。

### 10 再委託の取扱い

- (1) 受託者は、委託業務の全部または主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。  
ただし、予め書面により公社の承認を得たときにはこの限りではない。
- (2) この仕様書に定める事項については、受託者と同様に、再委託先においても遵守するものとし、受託者は、再委託先がこれを遵守することに関して、一切の責任を負う。

#### 11 契約事項の遵守・守秘義務

- (1) 本契約業務の実施に当たっては、条例、規則、関係法令を十分に遵守するほか、契約書に記載の事項に従って処理すること。
- (2) 本契約業務の履行により知り得た個人情報 は公社の保有個人情報であり、その取り扱いについては、別紙2「個人情報に関する特記事項」を遵守すること。

#### 12 暴力団等排除に関する特約条項

暴力団等排除に関する特約条項については、別紙3に定めるところによる。

#### 13 環境に良い自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年都条例第215号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

- (1) ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に務めること。なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。

#### 14 支払い方法

委託業務完了を確認後、適法な請求書を受領した翌月末までに一括して支払う。

#### 15 その他

- (1) この仕様書に疑義が生じた場合は、その都度、公社と協議し定めることとする。
- (2) 契約金額には、本仕様書に定めるもののほか、本業務の履行に必要な一切の経費を含む。

#### 16 連絡先

(公財) 東京都中小企業振興公社 総合支援部城東支社  
伝統工芸品普及促進プロジェクト 山田・山本  
電話 03-5680-4631 FAX 03-5680-0710